

愛媛県地域両立支援推進チーム設置要綱

1 設置目的

地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、愛媛県における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的とする。

2 名称

名称は、「愛媛県地域両立支援推進チーム」(以下「推進チーム」という。)とする。

3 推進チームの構成員

愛媛県地域両立支援推進チームの参集者は、次の各機関・団体等の関係部署の責任者、担当者及び推薦者とする。(関係団体名等：五十音順)

- ア 愛媛県 経済労働部産業雇用局 労政雇用課
- イ 愛媛県 保健福祉部健康衛生局 健康増進課
- ウ 愛媛県 保健福祉部生きがい推進局 子育て支援課
- エ 愛媛県 公営企業管理局 県立病院課
- オ 一般社団法人 愛媛県医師会
- カ 愛媛県経営者協会
- キ 愛媛県社会保険労務士会
- ク 愛媛県商工会議所連合会
- ケ 国立大学法人 愛媛大学 医学部附属病院
- コ 公益社団法人 愛媛労働基準協会
- サ 愛媛労働局 雇用環境・均等室
- シ 愛媛労働局 職業安定部
- ス 独立行政法人 国立病院機構 四国がんセンター
- セ 公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会
- ソ 特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会
- タ 一般社団法人 日本産業カウンセラー協会四国支部
- チ 日本労働組合総連合会 愛媛県連合会
- ツ 独立行政法人 労働者健康安全機構 愛媛産業保健総合支援センター
- テ 独立行政法人 労働者健康安全機構 愛媛労災病院
- ト その他、必要に応じ、両立支援の推進に関係する団体、企業等の担当者等

4 推進チーム会議

(1) 推進チーム会議における議事等

推進チーム会議においては、以下の事項について意見交換等を行う。

- ア 両立支援に係る推進チーム各機関・団体等の取組状況の共有に係る事項
- イ 推進チーム各機関・団体等の取組に係る相互の周知協力に係る事項
- ウ 相談窓口の支援連携に係る各機関・団体等の役割分担及び連絡先一覧作成に係る事項
- エ 両立支援を促進するための各機関が連携した取組に係る事項
- オ 愛媛県における好事例の収集に係る事項
- カ 愛媛県における両立支援コーディネーターの周知・活動方法に係る事項
- キ 愛媛県における両立支援等周知のための企業向け・患者向け、一般県民向けパンフレット等の作成に係る事項
- ク 両立支援ガイドラインやパンフレット等を活用した両立支援の周知・啓発に係る事項
- ケ ホームページ(愛媛労働局及び愛媛産業保健総合支援センター)を活用した両立支援の周知に係る事項
- コ 推進チームの取組に関する計画の策定及び検証に係る事項
- サ 地域独自の周知・啓発のためのイベントの企画・開催に係る事項
- シ その他、両立支援の推進及び推進チームの連携に関する事項等

(2) 推進チーム会議の開催

- ア 推進チーム会議は、毎年1回定期に開催する。
なお、必要がある場合は臨時に開催する場合がある。
- イ 推進チーム会議は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報、個別企業等に係る事案を取り扱うときは非公開とする。
- ウ 推進チーム会議は、構成員の参集による開催のほか、必要に応じ持ち回りによる開催も可能とする。
- エ 推進チームには「座長」及び「副座長」を置くことができる。
- オ 特定の事項について詳細な検討を行うため、推進チームに「作業部会」を置くことができる。

5 推進チームの設置期間

推進チームの設置期間は令和8年度までとする。

6 その他

推進チームに係る事務は、愛媛労働局労働基準部健康安全課において行う。

施行 平成 29 年 7 月 28 日 施行する。

改正 令和元年 7 月 30 日 一部改正する。

改正 令和 4 年 1 月 31 日 一部改正する。

改正 令和 6 年 11 月 6 日 一部改正する。